

# 静岡県警察リクルーター運用要綱の制定について

(平成22年3月2日例規第19号)

この度、別添のとおり「静岡県警察リクルーター運用要綱」を定め、平成22年4月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

## 静岡県警察リクルーター運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、警察職員の採用募集活動（以下「募集活動」という。）の効果的運用を図るため、静岡県警察リクルーター（以下「リクルーター」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任務

リクルーターは、募集活動に関し次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- (1) 出身校その他の学校（以下「学校」という。）への訪問に関する事
- (2) 採用説明会の補助に関する事
- (3) 個別相談に関する事
- (4) 採用辞退の防止対策に関する事
- (5) 採用広報活動に係る調査及び研究に関する事

### 第3 指定

1 所属長は、自所属の職員の中から、次のいずれにも該当する職員のほか、リクルーターとしての適性を特に有すると認められる職員を、静岡県警察リクルーター推薦書（様式第1号）により警務部長に推薦するものとする。

- (1) 年齢がおおむね30歳以下である者
- (2) 職員として採用後、おおむね5年以内である者
- (3) おおむね1年以上の実務経験を有する者
- (4) 言語及び態度に節度があり、リクルーターとしての適性を有すると認められる者

2 警務部長は、前記1の規定により推薦された職員の適性、能力及び出身校について審査した結果、適任であると認められるときは、リクルーターに指定し、その旨を当該職員の所属長に通知するものとする。

### 第4 指定期間等

1 リクルーターの指定期間は、1年とする。

2 警務部長は、前記1の期間の満了に当たり、次のいずれかに該当する場合には、当該職員をリクルーターに再指定することができるものとする。

- (1) 学校の就職担当者及び進路担当者との良好な関係を保持する上で必要と認められる場合
- (2) 指定解除における影響が大きいと認められる場合

3 警務部長は、前記2の規定による再指定をしたときは、その旨を当該職員の所属長に通知するものとする。

### 第5 運用

1 リクルーターの運用は、県本部警務課長（以下「警務課長」という。）が行うものと

する。

2 警務課長は、リクルーターを第2の任務に当たらせようとするときは、当該リクルーターの所属長と協議した上で、静岡県警察リクルーター派遣依頼書（様式第2号）により派遣を依頼するものとする。

3 所属長は、前記2の規定による依頼を受けたときは、当該リクルーターを派遣するものとする。

#### 第6 任務の報告

リクルーターは、第2の任務に従事したときは、募集活動実施結果報告書（様式第3号）により所属長を経由して警務課長に報告するものとする。

#### 第7 指定の解除

1 所属長は、自所属のリクルーターが病気その他の理由によりリクルーターとして活動することができないと認めるときは、静岡県警察リクルーター指定解除申請書（様式第4号）により警務部長にリクルーターの指定解除の申請を行うものとする。

2 警務部長は、前記1の申請があった場合には、リクルーターの指定を解除し、その旨を当該職員の所属長に通知するものとする。

#### 第8 教養の実施

警務課長は、リクルーターの任務を効果的に推進するため、リクルーターに対し教養を実施するものとする。

#### 第9 名簿の作成

警務課長は、静岡県警察リクルーター名簿（様式第5号）を作成し、リクルーターの指定及び指定の解除の状況を明らかにしておくものとする。

#### 第10 通称名の使用

1 警務課長は、募集活動を効果的に推進するため、必要に応じて、リクルーターにおける通称名を使用させることができるものとする。

2 前記1の通称名の使用に関し必要な事項は、警務課長が別に定める。